

時間外労働・休日労働の基本ルール

令和6年3月
人事部

大学は、次のとおり、時間外労働・休日労働（以下「時間外労働等」という。）を命ずることがある。

職員区分	時間外労働等の要件等
常勤職員 フルタイム契約職員	- 業務の都合上必要がある場合には、労使協定（いわゆる36協定）に基づき、命ずることがある。 - 上限時間は、労使協定による上限時間の範囲内。 ※詳細は裏面参照。
パートタイム契約職員 非常勤職員	- 業務の都合上必要がある場合には、命ずることがある。 - 上限時間は、所定労働時間と時間外労働時間の合計が1日7時間45分及び1週間38時間45分の範囲内。ただし、やむを得ず当該上限時間を超える場合でも、労働働基準法による1日8時間及び1週間40時間の範囲内。

◎ 基本ルール

（1）職員

- ① 労働を行う必要がある場合には、事前に、労働時間を管理する者（部局等の長及び被委任者）にその時間数、業務内容を説明し、承認、命令又は指示を受けること。
- ② 承認、命令又は指示を受けずに、自分の判断により勝手に時間外労働を行わないこと。
（大学がやむを得ない事由により事前に申し出ることができなかったと認める場合を除く。）
- ③ 承認、命令又は指示された時間内に業務が終了するよう誠実に勤務に努めること。
- ④ 承認、命令又は指示された時間外労働が終了次第、終業時刻を正しく記録し、速やかに退勤すること。（不要な滞留はしない。）
- ⑤ 時間外労働の時間数は、適正に申告すること（申告時間数を調整しない。）
当該申告時間数に基づき、手当が支払われることになる。（承認、命令又は指示された時間数と実際に時間外労働が終了した時間数に差異が生じた場合も、同様に実際に働いた時間数を適正に申告すること。）

（2）労働時間を管理する者（部局等の長及び被委任者）

- ① 業務の必要性（今日すべき仕事か否か）や上限時間数を踏まえ、必要な時間数を職員の健康状態等に配慮しつつ、承認、命令又は指示すること。特にパートタイム勤務者に対しては、最大でも1日の所定労働時間と時間外労働時間の合計が8時間を超えることはできないことを伝え、それを超えるような状況であった場合には、業務を翌日に行わせる等の方策を説明して退勤させる。
- ② 時間外労働を承認、命令又は指示していない職員が残っている場合には、黙認することなく、退勤するよう命令又は指示すること。
- ③ 当日の時間外労働時間数について、現認する。やむを得ず、その日のうちに確認できない場合には翌日確認すること。また、客観的データ（パソコンのログ）による労働時間の把握を行う。
- ④ 適正に申告された時間数を調整したり、申告時間数の上限を設定する等、適正な申告を阻害しないこと。

※ 時間外労働等の申告に当たり、基本ルールと異なる状況や、時間外勤務手当等の不払い等があった場合には、以下にご相談願います。

財務・総務室人事部制度企画グループリーダー：fukumur-gl@office.hiroshima-u.ac.jp



36（さぶろく）協定とは？

労働基準法（以下「労基法」という）では、原則、1日8時間又は1週間40時間（法定労働時間）を超える労働をさせることは禁じられています。

この法定労働時間を超えて時間外労働をさせるには、事業場の労働者の過半数組合（又は過半数代表者）との労使協定を締結し、労働基準監督署に届け出ることが必要です。この労使協定のことが労基法第36条に規定されていることから、一般的に「36（さぶろく）協定」と呼ばれています。



本学の36協定で定める時間外労働の限度時間※

◎1日＝6時間 ◎1ヶ月＝45時間 ◎1年＝360時間

なお、この協定では、協定に掲げる業務であって、その処理期限がひっ迫するため、限度時間を超えて一時的又は突発的に集中して業務を行う必要がある場合に限り、職員の健康等に特に配慮の上、文書又は口頭により業務の緊急性を説明し、職員の同意を得て、限度時間をさらに超える「特別時間外労働」を命ずることができるよう協定しています。（協定の内容等は「いろは」に掲載しています。）

※ 妊娠、育児・介護の理由により時間外労働の制限の適用を受けることができる職員及び1年単位の変形労働時間制の適用職員については、限度時間に関する別の定めがあります。（詳細は、就業規則を確認してください。）

休憩時間にも注意

1日の労働時間が

・6時間を超える場合
最低45分

・8時間を超える場合
最低1時間

休憩を与える必要があります。

注意！

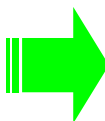
パートタイム勤務の契約職員、非常勤職員について

常勤職員及びフルタイム勤務の契約職員との制度を明確に区別して、適正に雇用（人事）管理する必要があります。働き方が常勤職員等とほぼ同様とならないよう、本学のパートタイム勤務の契約職員及び非常勤職員は所定労働時間を常勤職員等より短くしています。

また、時間外労働を含めた1日の総労働時間についても、次のとおりになっています。

☆7時間45分まで

一時的・突発的に集中して業務を行う必要があっても、法定労働時間を超えて働いても働かせてもいけません。



例外的に7時間45分を超える場合であっても

最長8時間まで

★ 36協定の対象職員として協定を締結していないので、これを超えると労基法違反！

【関連情報】

- 時間外労働・休日労働に関する協定について
いろは>各種案内手続>R6 人事>1. 人事関係の制度・手続>1-1 就業規則等>【6.労使協定等】
- 休憩時間について
いろは>各種案内手続>R6 人事>1. 人事関係の制度・手続>6-5 休憩時間について
- 時間外・深夜労働の制限について
広島大学HP 「両立支援のための制度一覧(休暇、労働時間、休業編)
https://www.hiroshima-u.ac.jp/jinji_seido/joukin/joukin-fukumu-roudoujikan/ryoritsu-sien